

住宅用火災警報器 適切な維持管理について

日ごろの点検は必要！？住宅用火災警報器が鳴ったときどうする！？

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

住宅用火災警報器の電池の寿命は、一般的なもので約10年と言われています。『電池切れならば、電池を交換すれば良いのでは？』と思われるかもしれませんが。

しかし、古くなると本体内部の電子部品の劣化により、火災を感知しなくなるおそれがあります。皆様自身だけでなく、皆様のご家族や財産を守るためです。

10年を目安に、本体を交換しましょう。

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、**とりカエル。**



住宅用火災警報器の日ごろの点検は？

【定期的な点検（作動確認）】

- 点検は、居住者が自ら行ってください。
- 点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。
- 正常なら『ピーピー火事です』『正常です』などの作動音が鳴ります。
- ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときや火災警報以外の警報が鳴った場合には、電池切れや機器本体の故障などが考えられますので、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。



住宅用火災警報器が鳴ったときはどうするの？

【火災のとき】

- 火元を確認し、可能であれば初期消火を行ってください。
- 火が消えなければすみやかに避難してください。
- 119番通報を忘れずに。

【火災ではないとき】

- 異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。
 - ボタンを押して（ひもを引いて）警報音を止め、室内の換気を行きましょう。
- ※「調理時の煙や湯気」や「くん煙式殺虫剤の使用」などでも鳴ることがあります。



みなさん付けてますか。 住宅用火災警報器



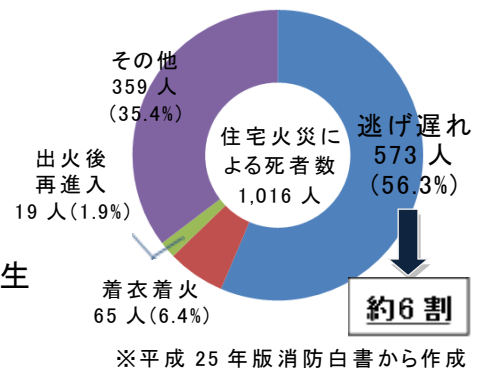
平成20年6月1日からすべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

**火災から大切な命を守るため、
住宅用火災警報器を設置しましょう！**

どうして住宅用火災警報器の設置が必要なの？

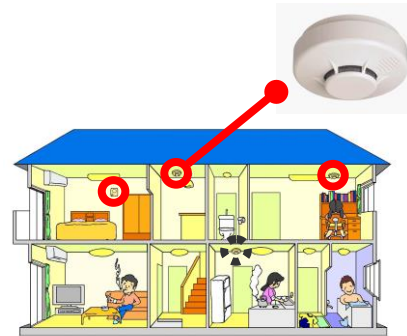
- 火災による死者の約6割は住宅火災
- 住宅火災による死者の約6割は『逃げ遅れ』
⇒火災を早く発見し『逃げ遅れ』を防ぐためには…

- ◎火災の煙や熱を自動で感知し、警報音などで火災の発生を早期に知らせる**住宅用火災警報器**が有効です



住宅用火災警報器はどこに設置するの？

- 逃げ遅れを防ぐため『**寝室**』と『**階段**※』に設置が必要です
※寝室が2階以上の階にある場合
- 上尾市では義務ではありませんが、出火危険の高い台所への設置を推奨しています
- ◎『**寝室**』と『**階段**』に設置する住宅用火災警報器の種類は、『**煙式**』が必要です(台所は熱式でも可)



どこで購入するの？

- ホームセンター、家電販売店、防災機器取扱店などで販売されています(1個2千円前後から購入可)

悪質な訪問販売にご注意！！

- 市内でも住宅用火災警報器2個を10万円で購入した事案が発生していますので、十分ご注意ください
※消防職員や市の職員が販売することは一切ありません

●住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

- ・上尾市消防本部予防課 TEL:775-1314・FAX:775-2230・メール:s582000@city.ageo.lg.jp
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
- ・東消防署 TEL:775-1310・西消防署 TEL:725-2624
- ・原市分署 TEL:722-5225・大谷分署 TEL:726-2771
- ・上平分署 TEL:775-0119・平方分署 TEL:782-0911

●悪質訪問販売に関する問い合わせ先

- ・上尾市消費生活センター(相談専用)
TEL:775-0801・FAX:776-4600
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前10時～正午・午後1時～4時